令和8年度 アフタースクールあいあい　入会のご案内

１．アフタースクールの内容

社会福祉法人　和貴福祉会では、家に帰ってもお勤めなどで保護者等のいない家庭(留守家庭)の児童が、放課後の時間を安心して快適に過ごす生活の場として、アフタースクールあいあいを設置しています。

項	内　　容			
運営主体	社会福祉法人 和貴福祉会			
設置場所	鳥栖市儀徳町２２１２番地１３（はれあかる内)Tel 0942-50-5015			
開会時期	４月１日～翌年３月３１日まで ※ただし、日曜日、祝祭日、振替休日、 ８月１３日～１５日及び １２月29日～１月３日は休み ※インフルエンザ、自然災害等で小学校が休校となった場合はお休みです。			
開設時間	通　常	放課後から午後５時まで	土曜日 長期休暇	午前８時から午後５時まで
	延　長	午後５時～午後７時まで	早朝（土曜日・長期休暇）	午前７時～午前８時まで
利用料	料金〔平日(月～金)通常料金月額　４，５００円、〔土曜日〕３，０００円 ※その他　延長時間、長期休暇中の利用は別料金			
おやつ代	月額　２，０００円			
安全保険料	年額　８００　円(年度途中の場合は手数料１１０円の加算。)			
支援員	平日２名以上、土曜日１、２名			
その他	学級閉鎖になったクラスの児童は、出席停止となります。			

２．入会要件

鳥栖市立旭小学校の校区内にお住まいで、同小学校に通っている児童で、労働等により昼間保護者等が家にいない児童が対象になります。また、一次募集に限り、あいあい保育園、かなさ保育園の卒園児、同園在園児兄弟及びアフタースクール在校生を対象とします。

申込数が定員数を超えた場合には、以下の選考基準(優先順位は①、②、③、④、⑤の順とする)に従い選考させて頂きます。①通年利用(長期休暇を含む)、②あいあい保育園、かなさ保育園在園児の兄弟(新２年生まで対象)、③同園卒園児(新２年生まで対象)、④在校生(新２年生まで対象)、⑤学年、勤務時間が選考基準となっています。通年利用で申し込みをされていて年度途中で長期休暇の利用が必要なくなった場合には、退所となりますのでご了承下さい。

定員に空きがある場合には年度途中からの入会も可能ですが、前月１０日までにお申し込みが必要になります。

アフタースクールあいあいの運営にご理解・ご協力頂きますようにお願い致します。

３．利用申請方法

☆申請書配布開始日　：　令和７年 11 月１７日(月)

☆配布場所等　：　あいあい保育園事務室

☆配布時間　：　平日の 9 時から 17 時 30 分まで

☆受付期間（一次募集）　：　令和７年 12 月８日(月）から令和８年１月９日(金)まで

年度内に利用される方(長期休暇のみ利用も含む)は、この期間内に申請してください。

※定員に満たなかった場合のみ二次募集、随時募集を致します。年度途中にご利用が必要になった場合はお問い合わせください。

☆受付期間（二次募集）　：　令和８年２月中旬頃（選考の有無はホームページでお知らせします）

☆受付場所　：　あいあい保育園事務室

☆受付時間　：　平日の 9 時から 17 時 30 分まで

※入会申請は、毎年度必要になります。

４．利用申請時の必要書類

（１）利用申請書(指定様式)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・児童１人につき１部

（２）誓約書(指定様式)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・児童１人につき１部

（３）家庭で保育ができないことを証明する書類(指定様式)・・・申請１世帯につき１式

⇒(３)は、次の区分で提出して頂きます。

（４）利用料金表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・児童１人につき１部

入　会　理　由

①会社に勤めている場合就労証明書(指定様式)

②自営業(農業経営を含む)、内職等就労証明書(指定様式)の場合

③疾病等で入院・療養の場合申立書(指定様式)

④家族の看護・介護の場合医師の診断書申立書(指定様式)

⑤妊娠、出産の場合母子手帳の写し又は出産証明書申立書(指定様式)

⑥学校・職業訓練校等に就学の場合学生証、在校証明書の写し

⑦震災、風水害、火災などの復旧にあたっている場合罹災証明　申立書(指定様式)

※書類は児童と同居している家族全員提出(ただし、６５歳以上の方は不要です。)

【提出に当たっての注意事項】

◎添付用の各種証明は、時間がかかる場合がありますので、各自お早めに書類を揃えてください。

☆書類は記載漏れがないようにお願いします。

☆以下の場合は、申し込みを受理できませんのでご注意ください。

①上記の(１)～(２)の書類のいずれかが不足する場合。

②(１)の利用申請書、(２)の誓約書で、無記入・印鑑がない場合。

③(３)の就労証明書で、審査の基準となる「勤務年月日」「勤務時間」「勤務日数」等が空欄の場合。

※事業所と勤務先の名称や住所等が違う場合は、様式の記入に従って無記入のない様お願いします。

④(３)の申立書で、無記入･印鑑がない場合など。

☆利用申請書や添付書類の内容に虚偽があった場合は、入会を取り消します。

５．入会までのスケジュール

☆入会審査：審査中、必要な方は面接を行います。

入会要件について入会の可否を審査します。審査後、入会決定者には 2 月中旬頃までに「入会決定通知書」を送付します。

☆利用料等：入会決定後は、初回月の利用料・おやつ代、年間安全保険料（８００円）を納入してください。（途中入会の場合、納入後のご利用になります。年間安全保険加入手数料１１０円の加算となります。）

年間集金スケジュール

	春休み 4月	4月	5月	6月	7月	夏休み	9月	10月	11月	12月	冬休み	1月	2月	3月	春休み 3月
振替日	4月15日		5月11日	6月10日	7月10日	8月10日	9月15日	10月13日	11月10日	12月10日	12月10日	1月12日	2月10日	3月10日	3月10日
変更受付期日	―	3月1日	4月10日	5月10日	6月10日	7月1日	8月12日	9月10日	10月10日	11月10日	12月1日	12月10日	1月10日	2月10日	3月2日

☆利用取消：入会決定時にすでに入会の必要性がなくなったために、利用を取り消したいときは、

２月２５日(火)までに所定の手続きをお願いします。

６．入会後の注意事項

◎保護者の意見を直接反映させるなど、保護者に参画いただき、よりよい運営を目指しています。

◎利用を申し込まれた時間のみの利用となりますので、お迎えの際は時間厳守でお願いします。

◎利用期間は令和８年４月１日～令和９年３月３１日までです（毎年度利用申請が必要）。

◎利用タイプを変更する場合は、必ず変更受付期日までに所定の様式で届出をしてください。（利用中止や退会の場合、料金が発生してしまいます。）

※変更の手続きをせずに利用されない日があっても、利用料・おやつ代の返金はありません。

◎利用時間を守らない場合や利用料やおやつ代を滞納した場合は、強制退会をしていただくことがありますのでご注意ください。

◎入会後に、必要と判断した方には「家庭で保育できないことを証明する書類(就労証明書等)」を再提出していただくことがあります。

◎入会後の勤務先の変更など申請書の内容と変更があった場合は速やかに連絡をしてください。その他ご不明な点は御尋ねください。

◎施設外の習い事に行くことは可能ですが、あらかじめ『外出届』を提出していただく必要があります。習い事へ行く時間、帰ってくる時間が１６時３０分を過ぎる場合は児童の安全を確保するため、必ず大人の方(児童の習い事に関する関係者等)同伴でない限り認めておりません。

◎減免については、世帯状況により軽減割合が異なります。

生活保護・市民税非課税世帯は１。詳細についてはお尋ねください。

After School AIAI

持ってくるもの

A5連絡袋　　連絡ノート(A5)　ハンカチ　ティッシュ

※連絡ノート（A5）は、罫線のみの普通のノートで大丈夫です。

※必要のない文房具やヘアピン等は持たせないようにお願い致します。

置いておくもの

うがい用のプラスチックコップ

着替えの衣類　・下着(上下)

・季節に応じた衣服(上下)

・靴下

タオル（汗ふき用）

※特に夏場は帰校後毎日着替えますので、準備をお願いします。

＊全ての持ち物に記名してください。記名なしで持ち主不明の物がたくさんあります。

一日利用の場合は（土曜日、長期休暇、振替休日等）

お弁当（夏場は保冷材）

水筒(夏場は多めに)

歯ブラシ

帽子

おやつ・お弁当について

午後のおやつは用意します。延長の時間のおやつはありません。

衛生上の問題から取り置きや持ち返しはしませんのでご了承ください。

土曜日や長期休暇で１日利用される場合はお弁当を持たせてください。

ご不明な点はお尋ねください。

アフタースクールあいあい

〒841-0066　佐賀県鳥栖市儀徳町 2212-13

Tel　0942-50-5015